

◎新潟県告示第285号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年3月19日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
たにし整形外科クリニック	上越市下門前2275	平成30年10月31日
ゆう調剤薬局	上越市昭和町2丁目17-11	平成29年11月30日
大島医院	十日町市川原町114番地	平成31年3月31日